

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」に係る
資産範囲の軽微な変更について

○ 概要

- 「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、平成19年に文化遺産に登録されたが、その際、イコモスから次の指摘を受けた。^{ゆのつ}
→ 文化的景観として完全性を確保するため①大森銀山、②温泉津港の資産の範囲の拡大を図ること及び③街道は、断片的な部分しか資産とされていないと考えられること。
- イコモスに対し、指摘に対応する旨回答を行ったところであるが、その後、改めて調査研究を行い、文化財指定等万全の保護管理措置を行ったところである。
- これにより、イコモスからの指摘に対応できる要件が整ったことから、資産範囲の拡大申請を行い、世界遺産としての価値の完全性の向上を図る。

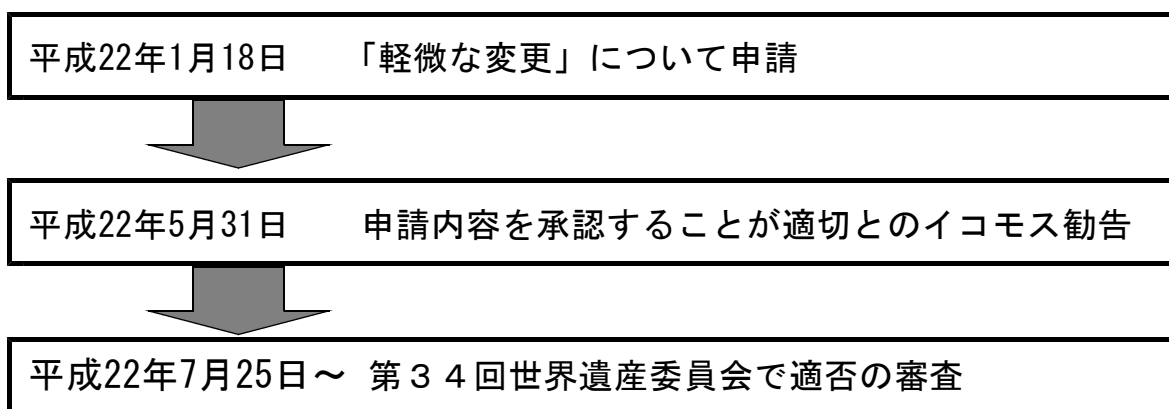
	イコモスの指摘	対応
大森銀山	景観という観点から、町並みの背景となる両側の稜線から山裾までの空間をも本資産の範囲に含めるべき (集落に関する資産の完全性が十分に確保されていないとの認識)	周囲の山腹については、景観としての一体性を有している範囲を、2007年(平成19年)12月に、重要伝統的建造物群保存地区に追加選定。
温泉津港	最も繁栄した内港及び舟着き場も、鞆ヶ浦や沖泊と同様に、資産の範囲に加えるべきではないか (港に関する資産の完全性が十分に確保されていないとの認識)	温泉津の内港及び舟着き場については、2009年(平成21年)12月に、重要伝統的建造物群保存地区に追加選定。
鞆ヶ浦・温泉津沖泊道	街道の真正性については、断片的ではないか。	鞆ヶ浦道、温泉津沖泊道については、街道として遺構の形状に何らかの変更が加えられつつも、その変更がごく軽微で、復元が可能な部分について、2008年(平成20年)3月に、史跡に追加指定。 この結果、街道全体の73%の区間が資産の範囲となる。

[参考]

1 資産範囲の軽微な変更

- ・ 軽微な変更とは、「資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更」のことをいう（世界遺産条約履行のための作業指針（以下「指針」という。）段落163）。
- ・ 軽微な変更を要望する場合は、審査を受けようとする年の2月1日までに、世界遺産委員会に要請を行い、世界遺産委員会事務局は、関係諮問機関（イコモス）に対して助言を求めることとされている。（指針段落164）

2 審議スケジュール



記号	内容
	コアゾーン（既登録地）
	石見銀山街道（既登録地）
	石見銀山街道（未登録地）
	街道関連遺跡（既登録地）
	軽微な変更の範囲
	バッファゾーン

